

第二回合合同会議資料

一般社団法人日本倉庫協会

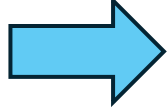
目次

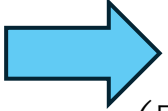
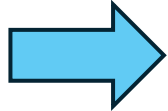
1. 総論
2. 荷主の役割
3. 荷主にお願いしたいこと
4. 荷主の判断基準等
5. 貨物自動車運送事業者の判断基準等
6. 貨物自動車関連事業者の判断基準等
7. 調査・公表についての意見
8. 「荷待ち時間」「荷役等時間」の算定方法に関する意見
9. 荷待ち時間・荷役時間の定義

1. 総論

- (1) 倉庫事業者において取り組める事項は、基本的に発荷主及び着荷主の協力を得られることが成果を上げる前提である。荷主の判断基準に倉庫事業者の取り組みに協力することを義務付けていただきたい。
- (2) 倉庫事業者に求められている取り組みは多くの場合、費用と事務的負担が相当求められるものとなっている。
ついては、増加する費用は円滑に価格転嫁を行うべきものとして荷主の判断基準に明記していただきたい。
- (3) 倉庫事業者の取り組み目標の結果に対する評価は、荷主の協力を前提とした取り組みであることを踏まえ、倉庫事業者のみに過度な義務負担を課すことにならぬよう措置されたい。

2. 荷主の役割

①発荷主（工場・発荷主系列物流施設）  着荷主

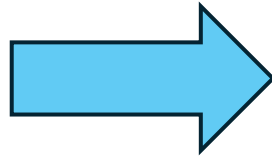
②発荷主  **寄託倉庫**  着荷主
(寄託契約を締結したものが管理する施設)

- (1) ①②の荷主には法律上同じレベルの取り組みが求められている。
- (2) ②の発荷主は、寄託倉庫（倉庫事業者）を介して取り組みを実施する立場にあるので、倉庫事業者の取り組みを支援する義務がある。
- (3) 検討案において、②の発荷主（特定事業者）は、荷主に求められる定期報告の対象から外れているところ、①の荷主と同様、倉庫事業者に協力することを要請していただきたい。

3. 荷主にお願いしたいこと

(1) 日本倉庫協会が作成した「自主行動計画」において荷主に求めたもの

- ① 発注、受注時間の前倒し
- ② 入出庫情報の事前把握
- ③ 物量波動の平準化
- ④ 検品の適正化



これらの取り組みを荷主が推進することで、倉庫における荷待ち、荷役等時間は大幅に短縮できる。

(2) 価格転嫁

倉庫事業者の取り組みは、荷主の取り組みを支援するものとなるので、それに**必要な対価は価格転嫁されるべき**である。

4. 荷主の判断基準等

(1) 積載効率の向上等

オーダーカットの徹底

「適切なリードタイムを確保」することは表現が曖昧である。

倉庫事業者にひ益し倉庫事業者の取組みを促進する内容とするためには、「オーダーカット」すなわち、前日までのオーダー締切りを徹底するべきである。

商慣行の見直し

「繁閑差の平準化」が例示されているが、同様に「商慣行の見直し」が荷主業界全体で取り組む項目として重要になるので、例示されるべきである。

事前情報の提供

容積、重量、寸法などを含む事前情報は倉庫管理システム上の登録情報となり、倉庫内作業の効率化に不可欠であるとともに、配送システムと連動することで積載率向上にも繋がるので、例示されるべきである。

4. 荷主の判断基準等

(2) 荷待ち・荷役時間の短縮

汚破損基準の緩和

「検品を効率的に実施する」ことにタグの導入が例示されているが、他にも検品時間の短縮には「汚破損基準の緩和」が重要であり、明記されたい。

一貫パレチゼーション

貨物事業者関連事業の判断基準に例示されている「一貫パレチゼーションの実現」にあたっては、荷主側にも同様の内容を判断基準として例示されたい。

納品先単位の仕分け

倉庫から着荷主向けの配送車両への荷積みにおいては、納品先単位に仕分けた状態で貨物を運送会社に引き渡すことにより、積込み時の荷役作業を短縮できる。荷主はこの仕分け作業に必要な対価を支払い、推進することで荷役作業の短縮に協力するよう努力義務を設けてもらいたい。

4. 荷主の判断基準等

(3) 実効性の確保に資する事項

特別料金の設定

倉庫への緊急オーダーについては、倉庫内作業の効率低下を招き、荷役・荷待ち時間の増加に繋がるとともに、運送への影響としても積載効率を低下させる場合が多い。以上のことから特別料金による対応をお願いしたい。

ドライバー作業を代行する場合の適正料金の収受

「普通倉庫業界における自主行動計画」においても荷主と運送会社の契約において、ドライバーの作業範囲を明確に規定することが重要な取組みとなることを示しているが、ドライバーが行う作業を倉庫側が肩代わりすることで荷待ち、荷役時間の短縮につながる場合は、適正な対価を倉庫事業者を支払い、倉庫側に協力を求めることを追記してもらいたい。

5. 貨物自動車運送事業者の判断基準等

倉庫側の待ち時間の解消

トラックドライバーが予約システムのあるなしに係わらず、決められた到着時間を大幅に遅延した場合、倉庫側の車両待ち時間が発生するとともに他の作業への影響も与える。ついては、トラックドライバーの荷待ちの問題とともに、**倉庫側の車両待ち時間にも留意いただきたい。**

6. 貨物自動車関連事業者の判断基準等

(1) 荷待ち・荷役時間の短縮

ドライバー作業の肩代わり

本来ドライバーが行う作業を倉庫作業員が肩代わりすることで荷役作業時間の短縮が図れる場合は、ドライバーの荷役作業を支援する（その場合は、価格転嫁を前提とする）。

納品先単位の仕分け

荷主の判断基準（荷待ち・荷役時間の短縮）③で追加した項目の裏返しとして、「着荷主向けの配送車両への荷積み」において、「荷主の費用負担の下、納品先単元に仕分けた状態で貨物を運送会社に引き渡す。」を追加する。

一貫パレチゼーション

荷主から一貫パレチゼーション実現のためにパレット等を用意する旨の申し出があり、適正な価格転嫁が行われることを確認した場合には、その申し出に応じる。

6. 貨物自動車関連事業者の判断基準等

(2) 実効性の確保に資する事項

DXの推進

D X 機器・システムの導入により倉庫内作業の効率化を図り、作業リードタイムを短縮し、ドライバーへの受渡し時間が早期化する。
→倉庫事業者が積極的にD X化に取り組めるよう、荷主は倉庫事業者の投資回収を考慮した年数での契約締結に努めてもらいたい。

荷主への情報提供に係る適正料金の収受

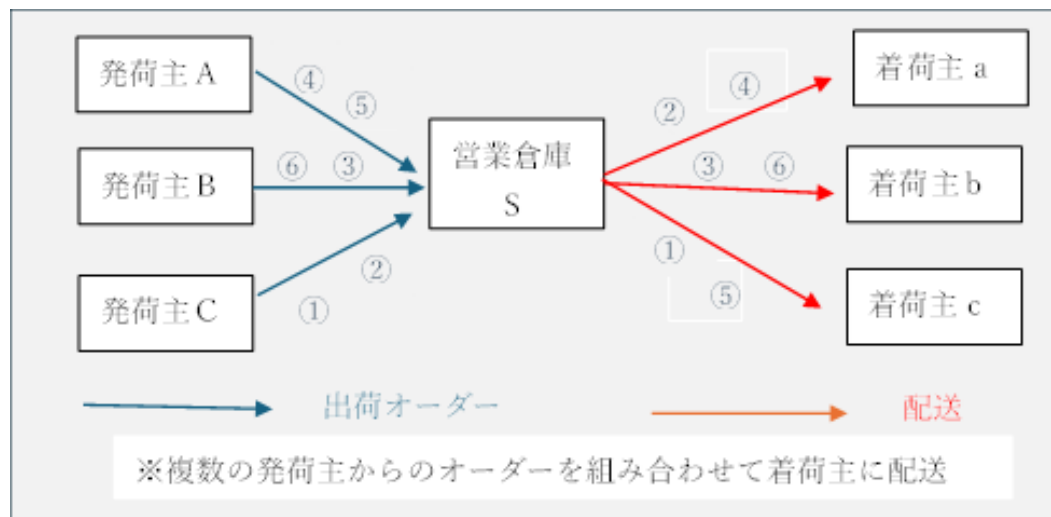
実効性確保のための事項として例示されている「荷主等が荷待ち・荷役時間を把握することが難しい場合に情報提供すること」は、「荷主から適正な対価を収受したうえで情報提供する」とし、荷主の費用負担を明確にしてもらいたい。

6. 貨物自動車関連事業者の判断基準等

(3) その他

倉庫事業者が可能な場合には、以下の取り組みを推奨する。

共同配送による積載率の向上



複数の荷主と契約する倉庫事業者はそれぞれの貨物の情報を持ち合わせていることから、複数荷主による共同輸配送を実現、積載率の向上に寄与できる。

例) 荷主A,B,Cの貨物を組み合わせて着荷主に配送

ドライバーの労働環境の改善

- ①倉庫 1 F 荷捌きスペースの空き時間を利用した中継輸送拠点としての倉庫の活用を推進することで、ドライバーの長距離輸送の軽減を図る。
- ②ドライバー休憩所の整備、駐車スペースの確保等に努め、ドライバーの定着を側面から支援する。

7. 調査・公表についての意見

倉庫事業者の取り組みは、基本的に発荷主・着荷主の協力を得られることを前提としている。逆に言うと、荷主の協力が行われなかった場合には、成果が十分に上げられないことが考えられる。

ついては、**倉庫の評価において荷主の協力の有無も含めて総合的に判断していただきたい。**

なお、結果の公表に当たってはその内容について事前に抗弁する機会を設けてもらいたい。

8. 「荷待ち時間」「荷役等時間」の算定方法に関する意見

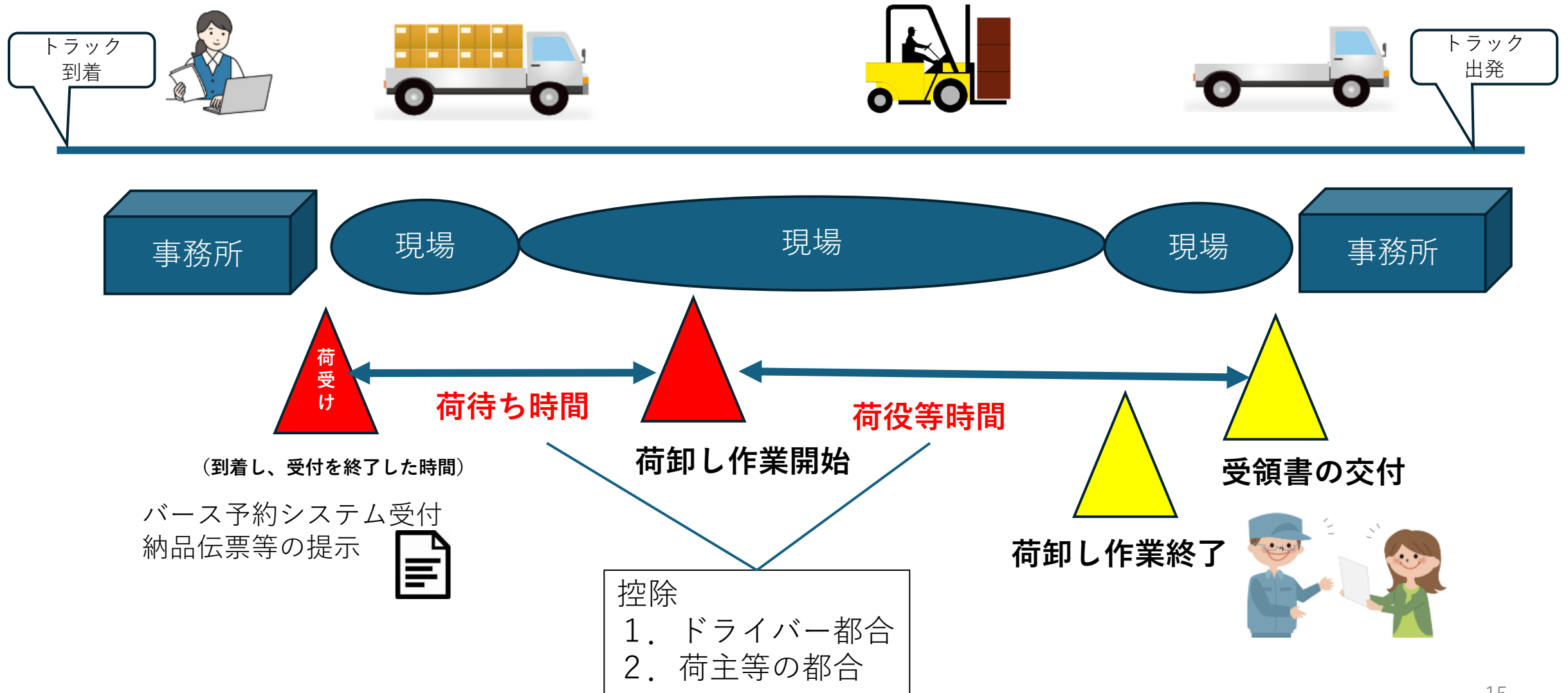
「荷待ち時間」「荷役等時間」の算定には人手と経費がかかることから、一年を通じて全数計測を行うのは難しい。

取組みの実効性を確保するために以下の点をお願いしたい。

- ①制度に習熟するまでは過度な算定を求めないことが適當。
- ②また、その算定作業に相当程度人件費がかかる場合は、算定料金の設定をお願いしたい。

9. 荷待ち・荷役時間の定義

(1) 入荷の場合



9. 荷待ち・荷役時間の定義

(2) 出荷の場合

